資　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和４年国土交通省告示第827号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和５・６年度を有効期間とする文部科学省における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和５年３月10日

文部科学省大臣官房
文教施設企画・防災部長
笠原　隆

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）であって、資格審査の項目の適用に当たり構成員の指定を行う事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

２　再認定の受付時期及び場所

令和５年４月１日から令和５年６月30日までの間に、別記に掲げる提出場所において、申請を受け付ける。

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/announce.asp

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、上記⑴において取得した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、下記⑶の書類を添付して、別記に掲げる提出場所に提出するものとし、郵送に限るものとする（ただし、書留郵便とする。）。

⑶　添付書類　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものであること。（総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出した場合はその限りでない。））

４　競争参加資格の再認定

競争参加資格の再認定を申請する者の等級の格付けは、建設工事の種類ごとに「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、予定価格の金額に応じ、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃの３等級に格付けする。

５　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定があった日から令和７年３月31日までとする。

別記　申請書類の提出場所

〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係　電話番号03―5253―4111　内線3699

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完成したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年３月10日

内閣府大臣官房会計担当参事官　山本　元一

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、29

⑵　購入等件名及び数量　令和５年度新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化システム（Ｖ―ＲＥＳＡＳ）の開発・運用保守事業　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年３月30日11時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―891 東京都千代田区永田町１－６－１内閣府本府庁舎地下１階014号室　内閣府地方創生推進室　ＴＥＬ：03―3581―4541（直通）

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年３月10日から令和５年３月30日まで。

⑵　交付場所　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府大臣官房会計課契約第４係　福士　真衣　電話03―5253―2111　内線82364

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Development, operation and maintenance for the visualization system (V-RESAS) of impact on the regional economy by COVID-19 in the fiscal year Reiwa 5 (2023), 1 set.

⑶　Time-Limit for the submission of comments : 11 : 00, on 30 March, 2023

⑷　Contact point for the notice : FUKUSHI Mai, Contract 4 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914, Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82364

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年３月10日

日本郵便株式会社調達部担当執行役員
田中　博之

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量
局内ネットワークの構築及び保守の委任
一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提供期限　令和５年３月31日午前11時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8792 東京都千代田区大手町二丁目３番１号　日本郵便株式会社調達部契約担当　今井　伸樹　電話03―3477―0641

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年３月10日から同年３月30日まで

⑵　交付場所　〒100―8792 東京都千代田区大手町二丁目３番１号　日本郵便株式会社ＩＴ企画部　ＪＰネットワーク担当　電話03―3477―0222